

20 地域ケア体制の整備等の推進について

(厚生労働省)

提案の要旨

療養病床の介護保険施設等への円滑な転換

地域包括支援センターの充実強化

特定健康診査・特定保健指導の体制整備

現状及び課題

【現 状】

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」(平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会決定)に沿って、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立したところである。この大綱を踏まえ、生活習慣病予防の徹底、平均在院日数の短縮など、医療費適正化の総合的な推進のため、都道府県医療費適正化計画の策定や医療保険者による保健事業の義務化、療養病床の再編成など、本格的な取組が展開されることとなった。

療養病床の再編成にあっては、療養病床の入院患者の受け皿づくりを含め、将来的なニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の計画的な整備を促進するため、都道府県において「地域ケア体制整備構想」を策定することとされた。

介護保険制度の持続可能性などを視点とした改正介護保険法が、平成18年4月1日に施行され、「予防重視型システム」や「地域包括ケア」の中核的役割を担う機関として、地域包括支援センターが設置された。

生活習慣病予防対策については、今回の医療制度改革において、各医療保険者に対し、平成20年度から、特定健康診査・特定保健指導を実施することが義務づけられた。

【課 題】

療養病床の介護保険施設等への円滑な転換

療養病床の入院患者が行き場を失うことがないように、患者の状態に応じた介護保険施設等への円滑な転換を行う必要がある。

また、介護保険施設等への転換に伴う介護保険財政への影響に配慮する必要がある。

地域包括支援センターの充実強化

地域包括支援センターは、「予防重視型システム」や「地域包括ケア」の中核的役割を担うことになっているが、介護予防プラン作成業務が過大となっていることや運営に要する経費などに対する財政措置が十分でないことにより、その機能が十分発揮できる状況になっていない。このため、地域包括支援センターの本来機能の確保が課題である。

特定健康診査・特定保健指導の体制整備

平成20年度からの医療保険者への実施義務づけに伴い、保健師・栄養士等の確保及び新たなシステム改修・整備、計画策定等の費用負担への対応が必要となる。

また、被扶養者に対する健診等提供システムの整備及び特定健診・特定保健指導実施機関の確保等、新たな事業を円滑に実施するための体制整備が求められている。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成18年12月	十三大都道府県国民健康保険主管課長会要望(特定健康診査・特定保健指導)
平成18年7月	全国知事会提案・要望
平成18年7月	中国地方知事会提案
平成18年7月	全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会要望

【前年度提案結果】

介護療養病床の廃止(平成23年度末)等に伴い、各都道府県が「地域ケア体制整備構想」を策定することを踏まえ、地域介護・福祉空間整備等交付金において、介護療養病床の転換に係る地域ケア体制の計画的な整備を支援する予算が措置された。

療養病床の介護保険施設等への円滑な転換

- ア 療養病床の入院患者やその家族，医療機関に不安や混乱が生じないように，必要な情報の迅速な提供を行うこと。特に，入院患者の状態に応じた受け皿として特別養護老人ホームや老人保健施設が機能するように，特別養護老人ホームや老人保健施設の基本的在り方及び医療提供の在り方を見直すとともに，運営基準や報酬体系を早急かつ具体的に提示すること。
- イ 利用者の視点から，地域において切れ目のない医療，介護を提供するため，在宅医療基盤や介護サービス基盤の整備に必要な人材が確保されるよう，研修の充実や報酬体系の見直しを行うこと。
- ウ 療養病床が多数所在する市町において，介護保険施設等への転換が介護保険の被保険者や市町の過大な負担にならないよう，財政調整交付金等による財源措置を講じること。
- エ 医療保険適用の療養病床を他の施設に転換する場合についても，介護保険適用の療養病床の転換の場合と同様の助成制度とするとともに，必要な財源を措置すること。

地域包括支援センターの充実強化

地域包括支援センターは介護保険と介護予防，各種相談や生活支援等の高齢者福祉施策を統括する中核機関としての役割を担っているが，その総合的な機能が十分発揮できるよう，介護報酬の見直しも含めて，運営に十分な財源措置を講じるとともに，引き続き，その機能の確保方策や業務のあり方等について検討を行うこと。

特定健康診査・特定保健指導の体制整備

特定健康診査・特定保健指導の実施に当たっては，加入者の負担増が危惧されるため，負担軽減策を講じること。また，実施体制については，医療保険者及び地方公共団体の意見を十分に踏まえた現実的な制度設計を行い，実施体制の整備が円滑に行えるよう必要な財源措置をすること。

【 特定健康診査・特定保健指導の事業概要 】

根 拠 ：高齢者の医療の確保に関する法律

健診対象者：40歳～75歳未満の医療保険加入者

市町国保等医療保険者は，19年度中に特定健康診査等実施計画を策定し，実施体制を整備する必要がある。健診，保健指導の内容は，国が示す「標準的な健診・保健指導プログラム」に沿って行う。